

# 山東省著名商標認定・保護弁法

2006年2月21日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 山東省著名商標認定・保護弁法

(2006年2月6日、省政府第63回常務會議で採択、2006年2月21日公布、2006年4月1日より施行する。)

第一条 著名商標の認定活動の規範化を図り、著名商標所有者、使用者および消費者の合法的な權益を有効に保護するため、『中華人民共和國商標法』および関係法律、法規に基づき、本省の實際狀況と結び付け、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう著名商標とは、本省行政区域内で比較的高い名聲を持ち、関連する公衆に周知されているとともに、本弁法に基づいて認定された登録商標を指す。

第三条 著名商標の認定および保護に、本弁法を適用する。

第四条 省工商行政管理部門は著名商標の認定および保護活動に責任を負う。区を設置している市、県(市、区)工商行政管理部門は省工商行政管理部門に協力し、著名商標の認定および保護活動を確実に行う。

その他の部門は各自の職責に基づき、関連活動を確実に行う。

第五条 著名商標の認定および保護活動は、公開、公正、公平および自由意思による申請、特別保護という原則に従わなければならない。

第六条 著名商標は以下の条件に合致していなければならない。

(一) 当該商標は国内の登録商標であり、かつ商標所有者の住所または商標の指定商品の産地が本省行政区域内であること。

(二) 当該商標は登録日から連続3年間、法に従って使用されており、かつ商標權に関する争議が存在しないこと。

(三) 当該商標の指定商品は、本省の同類商品の中で品質およびアフターサービスが優れており、関連する公衆の中で比較的高い知名度、良好な評判と信用を有していること。

(四) 当該商標の指定商品の過去3年間の生産量、売上高、納税額、シェアなどの主要經濟指

標が本省の同類商品の中で他をリードする位置にあり、かつ比較的広い販売エリアを持っていること。

(五)当該商標所有者に過去3年間、他者の登録商標専用権を侵害する行為、およびその他深刻な違法経営行為がないこと。

(六)当該商標所有者、使用者は厳格な商標使用・管理・保護制度を有していること。

第七条 著名商標の認定申請を行う場合、以下の資料を提出しなければならない。

(一)著名商標認定申請表

(二)申請人の主体資格証明書類のコピー

(三)商標登録証およびその変更、継続、譲渡証明書類のコピー

(四)商標の使用・管理・保護状況

(五)商標専用権の侵害状況

(六)当該商標または当該商標の指定商品の過去3年間の広告発表状況

(七)省レベル以上の業界主管部門または業界団体が発行する当該商標の指定商品の過去3年間における生産量、売上高、納税額、シェアなど主要経済指標およびその省内、国内の同業界におけるランク状況

(八)関係部門が発行する当該商標の指定商品の品質状況

(九)当該商標の指定商品の経営状況と販売エリア

(十)当該商標が著名であることを証明するその他資料

第八条 申請人は申請資料を所在地の区を設置している市の工商行政管理部門に届けることができる。または省工商行政管理部門に直接届けてもよい。

区を設置している市の工商行政管理部門は申請資料を受領した日から10日以内に、省工商行政管理部門に転送しなければならない。

第九条 省工商行政管理部門は申請資料を受領した日から30日以内に、本弁法第六条、第七条の規定に基づき、申請資料に対して初歩的な審査を行うとともに、受理または不受理の決定を下さなければならない。受理を決定した場合、申請人に書面で通知しなければならない。不受理を決定した場合、申請資料を申請人に返還するとともに、不受理の理由を書面で説明しなければならない。

申請資料に補正が必要な場合、申請人に期限内の補正を書面で1回のみ通知すること。期限を過ぎて補正を行わない場合、申請を放棄したものと見なす。

第十条 受理を決定した場合、省工商行政管理部門は本省の主要ニュースメディアに著名商標の1次審査公告を發布しなければならない。1次審査公告の発布日から30日以内に、いかなる組織および個人も異議を提起することができる。

第十一条 省工商行政管理部門は申請資料の真実性、合法性に対して、審査、事実確認を行い、書面による審査意見を提出しなければならない。審査期間中、関係業界主管部門、業界団体、消費者権益保護組織などの方面の意見を求めなければならない。必要な場合は、関係機構に調査を委託することができる。

関係業界主管部門、業界団体、消費者権益保護組織は省工商行政管理部門に書面意見をありのままに提供しなければならない。

第十二条 省工商行政管理部門は著名商標認定委員会の設立を手配する。認定委員会は少なくとも30人以上の経済、法律、科学技術および関連業界の専門家で構成し、記録を残すために、省人民政府に届け出る。認定委員会の主任委員は省工商行政管理部門の主要責任者が担当する。

第十三条 著名商標の認定のたびに、省工商行政管理部門は商標の指定商品の類別と特性に基づき、認定委員会から17人以上の奇数人数を確定し、著名商標認定グループを組成する。

認定グループは著名商標の申請資料、省工商行政管理部門の審査意見およびその他の方面の意見に基づき、客観的かつ公正に審議、認定を行わなければならない。

第十四条 著名商標に認定する場合、認定グループ全体の委員による無記名投票で表決をとるとともに、3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

認定グループの委員は他者に審議または表決を委託してはならない。

第十五条 認定委員会の委員および著名商標の審議、認定に参加するその他の要員は申請人との間に利害関係またはその他の関係があってはならない。公正な審議、認定に影響を及ぼす可能性がある場合、回避しなければならない。

申請人または利害関係者は認定委員会の委員および著名商標の審議、認定活動に参加するその他の要員が回避すべきであると認識する場合、書面または口頭で、省工商行政管理部門に提起することができる。

認定委員会の委員および著名商標の審議、認定活動に参加するその他の要員の回避については、省工商行政管理部門の主要責任者が決定する。

第十六条 認定を経た著名商標について、省工商行政管理部門は著名商標証書を発給するとともに、省内の主要ニュースメディアに公告を発布する。認定しない場合、書面で申請人に通知しなければならない。

著名商標の指定商品は有名商品と見なされる。

第十七条 著名商標所有者および使用者は法に従って、査定された商品に著名商標を使用し、無断で使用範囲を拡大してはならない。

著名商標所有者および使用者は当該著名商標の商品の質を保証しなければならない。

第十八条 著名商標の有効期間は3年とし、公告日から起算する。

期間満了前3ヵ月以内に、著名商標所有者は省工商行政管理部門に更新申請を提出することができる。本弁法第六条の規定条件に合致する場合、省工商行政管理部門は確認し、公告を行わなければならない。更新有効期間は毎回3年とする。

第十九条 著名商標所有者が登録者の名義、住所またはその他登録事項を変更する場合、或いは法に従って他者によるその著名商標の使用を許諾する場合、登記を変更した、または著名商標の使用許諾契約を締結した日から30日以内に、記録を残すため、省工商行政管理部門に届け出なければならない。

法による許可を経て、他者の著名商標を使用する場合、当該著名商標を使用する商品に被許可人の名称と商品の産地を明記しなければならない。著名商標所有者は被許可人が当該著名商標を使用する商品の質を監督しなければならない。

第二十条 公告日より、著名商標所有者、使用者はその査定された商品およびその包装、装飾、説明書、業務書簡、広告宣伝、展覧およびその他の業務活動において、「山東省著名商標」の文

字を使用することができる。

法による認定、または著名商標所有者の法による許諾を経ずに、他者は「山東省著名商標」の文字を使用してはならない。

第二十一条 著名商標の指定商品の同類商品において、他者は以下の行為を実施してはならない。

(一)著名商標と同一または類似した文字、図形、音標文字、数字、立体マーク、色の組み合わせ、および上述の要素を組み合わせたものを、商品の名称、包装、装飾に使用する、或いは未登録商標として使用し、かつ関連する公衆の誤認を引き起こす可能性がある行為。

(二)著名商標の指定商品特有の、またはそれに類似した名称、包装、装飾を使用し、かつ関連する公衆の誤認を引き起こす可能性がある行為。

第二十二条 著名商標の指定商品と異なる商品または非類似商品に、著名商標と同一または類似した文字、図形、音標文字、数字、立体マーク、色の組み合わせおよび上述の要素を組み合わせたものを、商品の名称、包装、装飾に使用している、或いは未登録商標として使用しており、かつ関連する公衆の誤認を引き起こす可能性がある場合、著名商標所有者、使用者は工商行政管理部門に制止を願い出ることができる。

第二十三条 他者が著名商標と同一または類似した文字を企業名称（屋号）として使用し、かつ著名商標の権益を損なう可能性がある場合、工商行政管理部門は登記を行わない。但し、企業名称（屋号）が先に登記されていた場合を除く。

第二十四条 本省行政区域以外で権利を侵害された場合、著名商標所有者、使用者は省工商行政管理部門に支援を求めることができる。省工商行政管理部門は解決に協力しなければならない。

第二十五条 著名商標所有者は法に従って当該商標を譲渡することができる。譲受人は法に従って当該商標を譲り受けた後、引き続き著名商標として使用する場合、本弁法の規定に基づいて、改めて認定申請を行わなければならない。

第二十六条 以下に掲げる状況の一つがある場合、省工商行政管理部門はその著名商標を取り消し、公告を行う。

(一)虚偽の文書、資料の提供など欺瞞手段によって著名商標を取得した場合。

(二)著名商標の有効期間内に、当該著名商標の指定商品の質およびアフターサービスが規格に合わない、またはその生産量、売上高、納税額、シェアなど主要経済指標の低下が深刻である場合。

(三)査定された使用範囲を無断で超越し、期限を切って是正を命じたにもかかわらず、是正を拒否した場合。

(四)期限を過ぎても更新申請を行わない、または更新申請後、審査を経て、本弁法第六条に規定する条件に合致しない場合。

(五)その他の商標の使用管理規定に深刻に違反する行為がある場合。

著名商標所有者、使用者に前項第(一)号の状況があった場合、取消公告発布日から3年間、省工商行政管理部門はその認定申請を再度受理してはならない。

第二十七条 省工商行政管理部門は審議の手配、著名商標の認定を行い、規定に従って審議料、公告料を徴収するほかは、申請人からその他のいかなる費用も徴収または別の形で徴収してはならない。

審議料、公告料の具体的な基準は、省の物価部門が財政などの部門と合同で確定する。

第二十八条 本弁法に違反し、以下の行為の一つに該当する場合、省工商行政管理部門は以下の規定に従って処罰する。

(一)著名商標所有者が登記変更後、または著名商標使用許諾契約を締結した後、規定に従わず、記録に残すために、主管官庁へ届け出なかった場合、警告を与え、期限内の是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1,000元以下の罰金を科す。

(二)法による認定または著名商標所有者の法による許諾を経ずに、「山東省著名商標」の文字を無断で使用した場合、是正を命じ、その商標標識を没収するとともに、情状の軽重に基づき5,000元以上2万元以下の罰金を科す。

(三)著名商標所有者または使用者が著名商標の指定商品の査定された使用範囲を無断で拡大した場合、是正を命じるとともに、情状の軽重に基づき、1万元以上3万元以下の罰金を科す。

(四)虚偽の文書、資料の提供など欺瞞手段によって著名商標を取得した場合、違法に製作し

た商品説明書、包装、装飾などを没収するとともに、情状の軽重に基づき、1,000 元以上 1 万円以下の罰金を科す。

第二十九条 本弁法に違反し、著名商標所有者の著名商標専用権を侵害した、または著名商標の使用過程において、その商品標識が規定の要件に合致していない、或いはその商品が粗製濫造である、低級品を良品と偽っている、消費者を欺いている場合、県レベル以上の工商行政管理部門またはその他関係部門は『中華人民共和國商標法』、『中華人民共和國反不正當競争法（不正競争防止法）』などの法律、法規の規定に従って処罰する。

第三十条 工商行政管理部門およびその職員に以下に掲げる状況の一つがある場合、直接責任を負う主管担当者およびその他の直接責任者に対し、法に従って懲戒処分に付す。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

(一) 法定プロセスに違反して審議を手配し、著名商標を認定した場合。

(二) 法に従わず、著名商標の保護に関する職責を履行しなかった場合。

(三) 申請人から違法に費用を徴収した場合。

(四) その他の職権乱用行為、私情にとらわれて不正をはたらくといった行為によって、深刻な結果をもたらした場合。

第三十一条 著名商標認定委員会の委員が、著名商標の審議、認定の過程で、虚言を弄したり、私情にとらわれて不正をはたらいたりしたことで、著名商標の認定結果の真実性がはなはだしく損なわれた場合、省工商行政管理部門はその委員資格を取り消すとともに、その者の所属部門または監察機関が法に従って懲戒処分に付す。

第三十二条 著名商標の具体的な認定基準および認定委員会の委員の資格、任期および具体的な認定プロセス、規則などは、省工商行政管理部門が関係部門と合同で制定し、省人民政府に届け出を行い、認可された後、公布、執行する。

第三十三条 本弁法の商品商標に関する規定は、サービス商標、証明商標、集団商標に適用される。



第三十四条 本弁法は 2006 年 4 月 1 日より施行する。